

水稲生産実施計画書（確認野帳）等の提出について

1 個人情報の取扱について

- (1) 水稲生産実施計画（確認野帳）兼経営所得安定対策（申請書）兼水稲共済加入申込書兼変更届出書の記載内容、及び交付金等の助成要件を確認するため必要な証拠書類に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、経営所得安定対策等（以下「交付金」という。）の交付等に係る事務及び米の生産目標の取組に関する事務等に必要範囲において、北陸農政局、富山県、富山市、富山県農業共済組合、富山市農業再生協議会（以下「地域再生協議会」という。）、富山市管内の農業協同組合（農業協同組合が組織する生産組合を含む。）農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針の作成者（以下「認定方針作成者」という。）等の関係機関（以下「関係機関」という。）で個人データの共同利用及び第三者提供を実施します。
- (2) 経営所得安定対策等における実施計画書及び市町村が整備した水田台帳に含まれる個人情報について、交付金の交付等に係る事務に必要な範囲において、関係機関へ第三者提供を実施します。
- (3) 個人データの利用目的
 - ①農業保険制度：富山県農業共済組合が行う農業共済事業・収入保険事業の実施に伴う引受、損害評価、損害防止、加入促進の各事務の範囲内で利用します。
また、法令等に基づき、必要と認められる範囲で北陸農政局、富山県、富山市、富山市管内の農業協同組合に提供します。
 - ②米の生産目標等：地域再生協議会が行う認定方針作成者ごとの需要情報の算定や、米の生産目標達成判定及び認定方針作成者が行う参加農業者別の生産目標及び面積換算値の算定や配分、認定方針作成者間調整に利用します。また、富山県、富山市・地域再生協議会が行う助成事業の申請・助成要件の確認・交付金の計算に利用します。
- (4) 米の生産目標達成の確認のため、富山県農業共済組合は農業者ごとの水稲共済引受面積を地域再生協議会へ提供します。また、認定方針作成者は、参加農業者別の補正後の生産目標及び面積換算値を地域再生協議会へ提供します。地域再生協議会は、認定方針作成者への農業者別の主食用水稲作付面積及び米の生産目標の取組状況を提供します。
- (5) 認定方針作成者は、拠出金等の徴収事務を行う必要がある場合は、他の認定方針作成者及び米穀機構等へ必要範囲内で個人データを提供します。
- (6) 地域再生協議会は、助成要件等の確認結果に基づき、提出された営農計画書の内容を訂正します。
- (7) 個人データを共同利用する関係機関は次のとおりです。
①認定方針作成者 ②富山市 ③地域再生協議会 ④富山県農業共済組合
- (8) 富山市は経営所得安定対策等の助成要件の確認等のため、必要と認められる範囲において、北陸農政局へ個人データを提供します。
- (9) 地域再生協議会は富山県及び富山市が実施する補助事業（農業振興を目的とする補助事業に限る）の助成要件の確認のため、必要と認められる範囲において富山県及び富山市へ個人データを提供します。
- (10) 地域再生協議会は、富山市担い手育成総合支援協議会が実施する地域計画作成等のため、必要と認められる範囲において、富山市担い手育成総合支援協議会へ個人データを提供します。

2 その他承諾事項

- (1) 提出された個人データに第三者の情報が含まれていた場合において、その者が不利益を被ることとなっても、提出者の責任において問題を解決し、関係機関に責任が及ばないこととする。
- (2) 地域再生協議会は、交付金の設定計画書等に定められた交付金の計算方法に従って交付金を計算することとする。
- (3) 地域再生協議会が交付金の設定計画書等に記載された助成要件を満たすことを確認するために必要な書類の提出を求めた場合には、求められた書類を提出することとする。
- (4) 交付金を受け取った後であっても、助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金の受領者は、交付金を返還することとする。

3 重要事項の説明

◎水稲共済加入注意事項

- 1 共済事故等による類区分別の加入情報については、個人ごとにそれぞれ選択することができます。
- 2 共済事故等による類区分別の加入状況は、「加入情報」欄に記載してあります。
- 3 「選択共済金額」とは、農林水産大臣が定めた主食用米等の第1位から第6位まで、新規需要米の第1位から第8位までの単位当たり共済金額を示します。
- 4 本年度水稲共済加入にあたり、変更がある場合、また主食用米と新規需要米を異なる条件で加入される場合は、提出期限（4月10日）までに富山県農業共済組合まで申し出てください。なお、申し出がない場合は、「加入情報」の記載内容での加入となりますのでご了承願います。
- 5 当組合の財務状況によっては共済金等の支払金額が削減されることがあります。
※詳しくは、別紙：水稲共済加入申込書兼変更届出書【記入・提出に当たってのお願い(注意事項)】をご覧ください。

◎経営所得安定対策加入者に共済事故が発生した場合の取り扱いについて

共済事故により農作物の減収等が発生した場合は、引受情報及び被害申告情報について、北陸農政局、富山市、地域再生協議会等の関係機関が必要とした場合に、認められる範囲内で個人データを提供します。

○提出前に再度ご確認ください。

- 「氏名」は、確認野帳、経営所得安定対策、住民税（農業所得）、米出荷契約、農業経営者（農業者年金受給者は除く）などと同じになっていますか。
- 5枚とも署名もしくは押印しましたか。（シャチハタ不可）
- 転作田見取り図が必要な場合は、恐れ入りますが別紙にて地図を添付願います。

（本件に関するお問合せ先）

認定方針作成者に関する事項・・・・・・・・お近くの農業協同組合等へ

あおば農業協同組合	営農経済部営農指導課	電話 4 5 4-3 1 7 0
富山市農業協同組合	営農経済部営農販売課	電話 4 2 8-1 1 9 9
なのはな農業協同組合	営農部営農企画課	電話 4 3 8-2 2 1 3

農業共済・収入保険に関する事項

富山県農業共済組合		
富山地域農業共済センター		電話 4 2 9-5 0 0 6

地域再生協議会に関する事項

富山市農業再生協議会		電話 4 2 9-2 5 5 5
------------	--	------------------

農政に関する事項

富山市農業水産課		電話 4 4 3-2 0 8 3
富山市農政企画課		電話 4 4 3-2 0 8 1
富山市農林事務所	農業振興課	電話 4 6 8-2 4 4 9